

子育て

◆児童扶養手当の申請を受け付けています

対象

次の①または②に該当するお子さんを育てている方。①父母の離婚、父(母)の死亡などで父(母)と生計を別にしていて、②父(母)に一定の障がいがある

期間

お子さんが18歳になった年の年度末(3月31日)まで。お子さんに一定の障がいがある場合は20歳未満

支払期

11月から支給月と支給回数が変更になります。原則として、支給月にその月の前月分までが支払われます。現在：年3回(4月・8月・12月) ▼変更後：年6回(11月・1月・3月・5月・7月・9月)

所得制限

申請者やその配偶者および同居している直系血族、兄弟姉妹等の所得により手当の支給に制限があります。また、離婚の場合は養育費の一部が所得に加算されます

申請

必要書類を添えてご申請ください。申請を受け付けて

相談

◆行政相談委員が相談を受け付けています

行政相談委員による定例相談所を開設しています。電話でも随時相談を受け付けます。

随時相談を受け付けます。電話でも随時相談を受け付けます。

◆子育て支援課(第二庁舎2階) ☎9633119166

◆特別児童扶養手当の申請を受け付けています

精神または身体に一定の障がいがある20歳未満のお子さんを育てている方

所得制限

申請者やその配偶者および同居している直系血族、兄弟姉妹等の所得により手当の支給が停止になることがあります

手当月額

▽1級：5万2000円 ▼2級：3万4770円

申請

必要書類を添えてご申請ください。申請を受け付けて

相談

◆多子世帯による住宅取得に係る経費を補助します

県では、多子世帯(18歳未満のお子さんが3人以上または2人(条件付き)の世帯)を対象に、住宅取得の諸経費に対して補助を行っています。

①新築住宅取得：最大50万円 ②中古住宅取得：最大40万円

◆補助予定件数

①665件 ②130件

①戸建住宅は敷地面積110平方メートル以上かつ床面積100平方メートル以上。マンションは床面積80平方メートル以上または5室以上 ②戸建住宅は床面積100平方メートル以上または5室以上

◆申込み

①9月9日(月)まで(抽選) ②令和2年(2020年)3月16日(月)まで。予算が無くなりしだい終了

◆お申し込み

9月9日(月)まで(抽選) ②令和2年(2020年)3月16日(月)まで。予算が無くなりしだい終了

相談

◆行政相談委員が相談を受け付けています

行政相談委員による定例相談所を開設しています。電話でも随時相談を受け付けます。

随時相談を受け付けます。電話でも随時相談を受け付けます。

◆子育て支援課(第二庁舎2階) ☎9633119166

◆特別児童扶養手当の申請を受け付けています

精神または身体に一定の障がいがある20歳未満のお子さんを育てている方

所得制限

申請者やその配偶者および同居している直系血族、兄弟姉妹等の所得により手当の支給に制限があります。また、離婚の場合は養育費の一部が所得に加算されます

申請

必要書類を添えてご申請ください。申請を受け付けて

相談

◆行政相談委員が相談を受け付けています

行政相談委員による定例相談所を開設しています。電話でも随時相談を受け付けます。

随時相談を受け付けます。電話でも随時相談を受け付けます。

◆子育て支援課(第二庁舎2階) ☎9633119166

◆特別児童扶養手当の申請を受け付けています

精神または身体に一定の障がいがある20歳未満のお子さんを育てている方

所得制限

申請者やその配偶者および同居している直系血族、兄弟姉妹等の所得により手当の支給に制限があります。また、離婚の場合は養育費の一部が所得に加算されます

申請

必要書類を添えてご申請ください。申請を受け付けて

相談

◆行政相談委員が相談を受け付けています

行政相談委員による定例相談所を開設しています。電話でも随時相談を受け付けます。

随時相談を受け付けます。電話でも随時相談を受け付けます。

◆子育て支援課(第二庁舎2階) ☎9633119166

◆特別児童扶養手当の申請を受け付けています

精神または身体に一定の障がいがある20歳未満のお子さんを育てている方

所得制限

申請者やその配偶者および同居している直系血族、兄弟姉妹等の所得により手当の支給に制限があります。また、離婚の場合は養育費の一部が所得に加算されます

申請

必要書類を添えてご申請ください。申請を受け付けて

相談

◆行政相談委員が相談を受け付けています

行政相談委員による定例相談所を開設しています。電話でも随時相談を受け付けます。

随時相談を受け付けます。電話でも随時相談を受け付けます。

◆子育て支援課(第二庁舎2階) ☎9633119166

◆特別児童扶養手当の申請を受け付けています

精神または身体に一定の障がいがある20歳未満のお子さんを育てている方

所得制限

申請者やその配偶者および同居している直系血族、兄弟姉妹等の所得により手当の支給に制限があります。また、離婚の場合は養育費の一部が所得に加算されます

申請

必要書類を添えてご申請ください。申請を受け付けて

相談

◆行政相談委員が相談を受け付けています

行政相談委員による定例相談所を開設しています。電話でも随時相談を受け付けます。

随時相談を受け付けます。電話でも随時相談を受け付けます。

◆子育て支援課(第二庁舎2階) ☎9633119166

◆特別児童扶養手当の申請を受け付けています

精神または身体に一定の障がいがある20歳未満のお子さんを育てている方

所得制限

申請者やその配偶者および同居している直系血族、兄弟姉妹等の所得により手当の支給に制限があります。また、離婚の場合は養育費の一部が所得に加算されます

申請

必要書類を添えてご申請ください。申請を受け付けて

男女共同参画支援センター

ほっと越谷の催し

特に記載のない場合費無料 陽申間男女共同参画支援センター「ほっと越谷」☎970-7411(月曜日、祝日休所)

◆育児休業取得中の女性のための職場復帰準備講座(連続3回講座)

時内①6月2日(日)…パートナーと一緒に考えよう! 仕事と育児 両立のヒント。講師は働き方改革コンサルタントの堀江咲智子さん ②6月9日(日)…パートナーとともに聞く先輩ママの体験談 ③6月12日(水)…市内の保育所情報を知ろう。いずれも時間は午前10時~正午 陽市内在住で育児休業取得中の女性または妊娠中の有職女性16人。(3カ月以上1歳未満の保育あり。1人1回、保育料1,000円。要予約)。①は0歳児の同席保育ができます。各回ともパートナーも参加できます 申5月7日(火)、午前10時から

◆ブックフェア「男女共同参画ってなんだろう」

時5月15日(水)~31日(金) 内性別にかかわらず、一人ひとりの個性や能力を大切に、自分らしく生きられる社会をめざす「男女共同参画」の考え方について理解を深めるための図書を集めました

◆ほっと越谷「さんもくナイト」シネマでほっこり

時5月16日(木)、午後6時30分~8時 内上映作品は「乙女ハウス」 申当日会場へ

市民活動支援センター

ななサポしがやの催し

いずれも費無料 陽申間市民活動支援センター「ななサポしがや」☎969-2750。下記のほか、パソコンなんでも相談も開催します

◆展示「越谷蔵物語」

時内▷5月6日(休)まで…山崎家の歴史と内蔵 ▷5月10日(金)~29日(水)…山崎家と平田篤胤。いずれも午前9時~午後5時 申当日会場へ

◆センターの日 活動発表&協働のまちづくり交流会

時内▷6月1日(出)~7日(金)、午前9時~午後5時(7日は3時まで)…市民団体の活動内容の展示 ▷6月2日(日)、午後1時30分~3時30分…「越谷の良いところ」をテーマにした交流会 申当日会場へ

◆かふえとも「地図から探る越谷今昔ものがたり」

時5月23日(木)、午後1時~3時 内現在までの越谷市の変遷を地図から探る 対25人 申受付中

お子さんの就園・就学を援助します

◆幼稚園就園奨励費

市では、私立幼稚園の設置者が入園料および保育料を減免する場合には、設置者に対して補助金を支給します。

◆調書を提出する方

市内に住民登録があり、認可された幼稚園(新制度除く)に在園する3歳~5歳(平成31年(2019年)4月1日現在の満年齢。ただし、満3歳に達した幼児が、年度の途中から幼稚園に入園する場合も含む)のお子さん

◆幼児教育無償化

幼稚園就園奨励費は9月で廃止となり、

相談

◆行政相談委員が相談を受け付けています

行政相談委員による定例相談所を開設しています。電話でも随時相談を受け付けます。

随時相談を受け付けます。電話でも随時相談を受け付けます。

◆子育て支援課(第二庁舎2階) ☎9633119166

◆特別児童扶養手当の申請を受け付けています

精神または身体に一定の障がいがある20歳未満のお子さんを育てている方

所得制限

申請者やその配偶者および同居している直系血族、兄弟姉妹等の所得により手当の支給に制限があります。また、離婚の場合は養育費の一部が所得に加算されます

申請

必要書類を添えてご申請ください。申請を受け付けて

相談

◆行政相談委員が相談を受け付けています

行政相談委員による定例相談所を開設しています。電話でも随時相談を受け付けます。

随時相談を受け付けます。電話でも随時相談を受け付けます。

◆子育て支援課(第二庁舎2階) ☎9633119166

◆特別児童扶養手当の申請を受け付けています

精神または身体に一定の障がいがある20歳未満のお子さんを育てている方

所得制限

申請者やその配偶者および同居している直系血族、兄弟姉妹等の所得により手当の支給に制限があります。また、離婚の場合は養育費の一部が所得に加算されます

申請

必要書類を添えてご申請ください。申請を受け付けて

相談

◆行政相談委員が相談を受け付けています

行政相談委員による定例相談所を開設しています。電話でも随時相談を受け付けます。

随時相談を受け付けます。電話でも随時相談を受け付けます。

◆子育て支援課(第二庁舎2階) ☎9633119166

◆特別児童扶養手当の申請を受け付けています

精神または身体に一定の障がいがある20歳未満のお子さんを育てている方

所得制限

申請者やその配偶者および同居している直系血族、兄弟姉妹等の所得により手当の支給に制限があります。また、離婚の場合は養育費の一部が所得に加算されます

申請

必要書類を添えてご申請ください。申請を受け付けて